

令和7年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊

開催日及び場所	令和7年9月17日（水）福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授） 松藤 泰典（大学名誉教授） 諏佐 マリ（大学准教授） 柴田 祐二（公認会計士） 本岡 大祐（弁護士）

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
審議対象件数	9, 272件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	6件	（審議概要） 1 抽出事案について
一般競争	5件	
指名競争	0件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等	【発注実績について】 ・ 電力の実績がない理由について説明されたい。 ・ 随意契約（不落随契）資料のうち、「機体洗浄装置の改修その1」について、不落随契の状況に	・ 電力の一般競争においては、電力の自由化に伴い、裾切基準（再生エネルギーの使用率）を設けて段階的に入札公告を掲示しているが、近年、入札への応募がない状況にあり、一般競争契約が成り立たない状況にある。その場合は、当該地区の電力会社への申込みにより実施している。 ・ 再度公告入札で応札したが、予定価格に達しなかったことにより不調となり、予決令99条の2に

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<p>ついて説明されたい。また、落札率が100%ではない理由を説明されたい。</p> <p>【抽出事案について】</p> <p>1 [米内地] (一般競争) (1者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明で市場価格と契約時金額を比較した米価格推移表の金額は小売価格の推移表なのか。また、市場価格と契約金額は同じように金額が推移しているという理解でよろしいか。 ・ 入札公告に記載されている「分割納入可」というのが、米不足による対策として契約を分けるという意味か。 ・ 調達数量は当該地域において大口であるが、会社が躊躇しない量という理解でよろしいか。 <p>2 [システム机事務用、両袖 ほか] (一般競争) (1者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該契約は、再度公告入札での契約であるが、初回公告入札時の状況、予定価格の算定について説明されたい。 ・ 予定価格の説明の中で「参考見積り金額の妥当性を確認」としていることについて、ある一定の基 	<p>基づいて、不落随契へ移行し契約締結したものである。また、落札率が100%ではないのは、商議により予定価格を下回った結果である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売価格の推移表である。市場価格と契約金額は同じように金額が推移しているという理解である。 ・ 分割納入は一括納入ではなく、納期を分けて分割して納入することを意味しており、契約を分割しているのは、米不足により入札参加者が少ない状況の対策として、数量を減らして、契約回数を増して、受注しやすい環境にしたものである。 ・ そのとおりである。 ・ 初回公告入札時は2者の応札であったが、予定価格に達してなかったことから、再度公告入札とした。再度公告入札時の予定価格を見直した金額と初回公告入札時の1番札を比較し安価な方を予定価格とした。 ・ カタログ及びインターネット価格により、市場価格が参考見積り金額に応札率を乗じた金額が安価で

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>準値に基づいて算定したものが妥当性の確認と考えるが如何。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不調の理由として、「会社からの聞き取りにより、値引きが困難な組立に係る外注費が含まれているのでその部分について値引きができない」としているが、組立の内容はドライバーでボルトを締める等の簡単なものではないのか。 <p>3 [細断機、紙用、中型 ほか] (一般競争) (1者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該契約は、再度公告入札での契約であるが、初回公告入札時の入札金額、予定価格について説明されたい。 ・ 競争性拡大の施策として、応札状況等について、佐世保商工会議所等に説明し、ホームページに掲載するだけでなく、各団体に登録のある企業へ幅広く入札公告を展開してもらい」としているが、どのようなことを実施しているのか。 ・ 初回公告入札で不調になった理由について、「会社へ聞き取りをした結果、見積提出後にメーカー側が値上げを行っており、入札までに見積の再提出が間に合わなかったことが要因」と説明しているが、当該会社から参考見積りを徴収すべきだったのではないか。 ・ 再度公告入札の掲示期間が短いと考えるが、如何。 	<p>あることで妥当と判断したが、「妥当性の確認」という言葉の表現については今後改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社からの聞き取りにより、組立の内容はメーカー等の専門的技術が必要な作業であり、メーカーが設定した価格であることから、値引きはできないとのことであった。 ・ 初回公告入札時の1番札と再度公告入札時1番札は同額であった。また、再度公告入札時は予定価格を見直しており、初回公告入札時の予定価格の差は殆どない。 ・ ホームページに掲載するだけでは掲示しているのを見ていただかない団体もいると考えるので、商工会議所より各団体に対してメールで送付していただいている。 ・ 本来であれば再度、参考見積りを徴収すべきだったと考えるが、応札業者はメーカー側が値上げしたことを知らなかったとのことから、やむを得ないと考える。しかしながら、今後は参考見積りの信頼性を確保するために、メーカー側の値上げ等の情報を入手できるように努めて行きたい。 ・ 法令に基づいての公告期間としており、リードタイムを考慮しながらの公告期間としている。

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札になった理由で、「会社への聞き取りで指定しているメーカーは流通が少なく、同等品以上となるものを探し出す事も難しいとのこと」と説明しているが、当該調達品目のメーカーは一般的ではないのか。 <p>4 [フック、壁掛用 外] (一般競争) (1者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札になった理由として、「複数のメーカー及びカタログから多岐にわたる品目を選定しており、その一部に製品指定している品目もあったことから、全品目を取扱える会社が限定されたもの」と説明しているが、過去も同様なことがあったのか。 ・ 再度公告入札の際に何か入札条件等を緩和したものはあるのか。 ・ 再度公告入札の際に、申し込みのあった会社に対して、不調の経緯についてお知らせすることはあるのか。 <p>5 [空気調和装置 (天井埋込形) ほか] (一般競争) (複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の説明で、参考見積金額×応札率 (過去の実績) としているが、過去の実績はどのぐらい前の実績を参考にしているのか。 ・ 入札申込みした会社と、その他の会社を比較すると、参考見積金額はどちらが安価だったのか。 <p>6 [「すずつき」戦闘指揮システム 電子計算機等の更新 その1]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該品目はミリカットシュレッダーであり、秘文書等を裁断する際に使用している。ミリカットシュレッダーは非常に細かくクロスカットで裁断する能力があり、一般的には流通されていないものと考えられる。 ・ 過去も同種内容の調達をしているが、複数者応札の場合もあり、必ずしも1者応札になるとは限らない。今回の1者応札の要因は、辞退した会社へ該当品目の聞き取りまで行えていないものの、製品指定している品目を取り扱えなかった可能性もあり、そういった品目が混在していたことが要因ではないかと類推される。 ・ 緩和したものは特にない。 ・ 再度公告入札を掲示するのみで、経緯については通知していない。 ・ 数年前の実績をデータとして蓄積しているが、市場調査等により直近の実績を参考にしている。 ・ 入札申込みした会社の参考見積金額の方が安価だった。

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<p style="text-align: center;">(随意契約) (艦船修理関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募期間は1か月以上公示しているのか。 ・ 仕様内容は戦闘指揮システム電子計算機等のソフトウェア等のアップデートなのか。 ・ 当該換装は当該契約相手方のみ実施できるものなのか。 ・ 当該契約の特約条項に「超過利益の返納に関する特約条項」を付して、乙は超過利益分を返納するようにしているが、乙は良い製品を作るために努力をすることを考えると、やる気を阻害しないように甲と乙で折半するようなことはしないのか。 ・ 「すずつき」の艦船修理において、装備品ごとに換装、改造等の契約を分けている理由を説明されたい。 ・ 公募の公示条件は艦船修理と換装は同様なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該公募は海上幕僚監部が公示しているものであるが、1か月以上は公示している。 ・ 戦闘指揮システムの電子計算機、筐体等の換装である。 ・ 仕様内容が艦内の配線等も実施することから佐世保地区では該者1者のみであるが、全国であれば他造船所も実施できる技術内容であると考ええる。 ・ 当該契約は超過利益分を返納するというものであるが、一方で防衛産業育成のためにインセンティブが働くような施策があり、広がりつつある。 ・ 事業ごとに業務管理が行われており、それに基づき予算が配布されている。事業に合わせた予算科目で予算が配布されており、本工事においては、定期検査と異なる予算科目（定検：艦船修理費、本工事：通信機器購入費）で予算が付いている。予算の流用等ができないため、定期検査とは別の要求としている。また、事業ごとに予算管理等が必要なものについては、個々に調達要求を上げている。 ・ 艦船修理の一括公募であり、仕様内容が艦船への搭載工事であり、艦内工事が関係することから、機器ごとではなく艦船修理に適した造船所になっていると考え

	意見・質問	回答
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等		る。
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) なし
	意見・質問	回答
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等	なし	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	